

## 久米島町立学校等適正規模・適正配置検討審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久米島町附属機関の設置に関する条例(平成14年久米島町条例第19号)第3条の規定に基づき、久米島町立学校等適正規模・適正配置検討審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査し、審議して答申する。

- (1) 町立幼稚園・小学校・中学校の適正規模に関すること。
- (2) 町立幼稚園・小学校・中学校の適正配置に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町立学校長
- (3) 町立学校の保護者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条に規定する答申をしたときに満了する。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置く。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前に行われる会議は、教育長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第9条 審議会の事務は、教育委員会教育課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。